

東京都の防災対策に関する意見 概要

平成 26 年 10 月 9 日
東京商工会議所

I. 基本的な考え(現状と課題)

- 今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。また、国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念される。
- 一方で、耐震化・出火予防策(感震ブレーカーの設置等)の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は約1/10、経済的被害も半減できる見通しがあるため、被害を最小限にとどめるために、都市防災力の向上は重要かつ喫緊の課題である。
- 東日本大震災時に都内で352万人の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、東京都は昨年4月に帰宅困難者対策条例を施行したが、企業規模が小さくなるにつれ条例自体の認知度や備蓄をしている割合が低下し、加えて、従業員や家族等との安否確認に「災害用伝言サービス」等災害時でも有効な手段を準備・周知している割合が約3割にとどまることから、中小・小規模事業者を中心に、条例のさらなる周知が必要。
- また、首都直下地震等の大災害時に帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足(必要量92万人分:現時点での確保14万人分)していることから、官民挙げての確保が急務。
- BCPやBCPに準じた防災計画も、企業規模が小さくなるにつれ策定率が低下していることから、特に中小・小規模事業者における策定率向上と、そのためのインセンティブ創設が必要。
- 東京における都市防災対策は、上記に加えて、地域防災力の向上、災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面で多岐にわたる対策が必要である。2020年を当面のターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない。

[参考1]首都直下地震の都内被害想定

	東京都	内閣府
死者(都内)	9,700 人	13,000 人
死者(区部)	9,400 人	11,000 人
建物被害	304,300 棟	333,000 棟
帰宅困難者	517 万人	490 万人
経済的被害	—	95.3 兆円

※いずれも最悪の場合。経済的被害は全国値。

[参考2]東京都帰宅困難者対策条例の認知度

	全回答※-1	うち従業員10~29人※-2
努力義務の内容を含めて知っている	62.0%	38.6%
条例が制定・施行されたことのみ知っている	19.8%	26.7%
条例名のみ知っている	7.4%	13.6%
知らない	10.5%	20.6%
無回答	0.3%	0.5%

出典:東商調査(H26/7月~8月、※-1:回答数2,062 ※-2:回答数573)

[参考3]従業員用の備蓄の状況

	飲料水	食糧	災害用トイレ	毛布
備蓄あり(3日分以上)	51.0%	44.9%	32.0%	48.8%
備蓄あり(2日分)	11.8%	10.8%	6.3%	
備蓄あり(1日分)	20.3%	17.8%	12.6%	
備蓄なし	16.5%	26.0%	48.4%	49.3%
無回答	0.3%	0.5%	0.8%	1.8%

出典:東商調査(H26/7月~8月:回答数2,062)

[参考4]BCP(事業継続計画)の策定率

	全回答※-1	うち従業員10~29人※-2
BCPを策定済	19.1%	5.6%
BCPに準じた防災計画を策定済	15.8%	8.2%
策定するか検討中	31.5%	30.9%
いずれも未策定	32.9%	54.1%
無回答	0.7%	1.2%

出典:東商調査(H26/7月~8月、※-1:回答数2,062 ※-2:回答数573)

II. 要望項目

1. 重点要望項目(東商の提案を含む)

- (1)首都圏全体で帰宅困難者対策の実効性を高めるための一斉条例化
- (2)災害時の安否確認に有効な手段(「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言サービス」、「J-anpi」等)の周知と、実際に体験してみることの奨励
- (3)都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設
- (4)他の事業者の備蓄品保管に供した場所を固定資産税・都市計画税の減免対象とすること
- (5)中小・小規模事業者のBCP策定率向上を図るためのインセンティブの創設(BCP策定企業に対する認定制度の創設・マーク等の付与、公共調達優先発注、公的融資の金利優遇、税の優遇等)
- (6)空き家等の適切な管理に対する対策法制定への働きかけ
- (7)災害時交通規制のさらなる周知
- (8)環境負荷が低く災害時の非常用電源としても期待される水素エネルギーの普及促進
- (9)都市外交を通じた東京の安全・安心対策のアピール
- (10)2020年オリンピック・パラリンピック会場およびその周辺の防災対策の推進。大会期間中の発災を想定したシミュレーションやシミュレーションに基づく防災訓練の実施

2. 個別要望項目

(1)帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

①帰宅困難者対策の推進

- 東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知
- 備蓄確保、防災設備導入に対する補助制度の拡充、備蓄品更新に対する支援の実施
- 行政と協定を締結した民間一時滞在施設への支援拡充(施設の安全確認に係る専門家派遣事業の推進、発災時の医師・看護師の派遣等)

②地域防災力の向上

- 各家庭や地域における防災対策の推進

- 地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援
- 駅前滞留者対策協議会における一時滞在施設運営マニュアルの策定支援、好事例の周知・共有化
- (人口増加地域における)住民間連携組織の設立推進、活動支援
- 外国人に対する災害情報の多言語提供(防災ホームページ等の多言語化や、多言語対応の安否確認システムの開発・運用、多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置等)

(2)災害に強いまちづくりの推進

①木造住宅密集地域の早期解消

- 木密対策条例(仮称)の制定による一定の強制力を行使した対策の推進と、移転を余儀なくされる住民へのきめ細かい支援の実施
- 東京都 木密不燃化特区制度の指定地区(17区38地区)拡大と、支援措置の拡充を通じた延焼遮断帯(特定整備路線)の形成、沿道建築物の不燃化対策のさらなる促進
- 木密地域の早期解消に民間活力を十分に活用するための称号付与制度の創設
- 老朽家屋の除去に向けた土地(更地)に係る固定資産税の減免、相続税における土地(更地)評価の減免措置の導入
- 防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
- 物納による国有地を木密地域の解消に向けた事業の種地として円滑に活用できる制度の創設
- 木密地域内での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備促進

②建築物の耐震化・更新の推進

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進(条例で義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物約5千棟のうち8割が診断を実施。平成27年度までの耐震化完了が目標)
- 老朽マンションの耐震化、更新対策の推進

③都市再開発の促進を通じた防災力の向上

- 地域全体の防災力向上につながる都市再開発プロジェクトの誘導(容積率の緩和等を通じた老朽ビルの更新、大街区化の促進)

④まちのバリアフリー化の促進

- (発災時に誰もが迅速かつ円滑に避難できるまちづくりの推進)

(3)災害に強い都市基盤の構築

①都市基盤の耐震化・液状化対策の促進

- 交通インフラ:道路(液状化対策、特に緊急輸送道路)・橋梁・関連施設(歩道橋等)、鉄道施設(高架、橋梁、駅等)、東京港(耐震強化岸壁の整備)、羽田空港(C・A滑走路等、液状化対策)
- 上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝、水門、排水機場、防潮堤
- 病院(災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等)、社会福祉施設等

②電線地中化・無電柱化の推進

③外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

④災害時に道路が確実に機能するための措置の実施

- 災害時に立ち往生した車両の撤去権限拡大

(4)中小企業による防災技術開発の支援

- 先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進(免震制震装置、感震ブレーカー、災害時情報システム、救助器具等)

(5)その他

①他の地方自治体との連携強化

- 首都圏内の自治体との連携強化
- 他地域の自治体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

②国に対して働きかけるべき事項

- 首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進
- 首都中枢機能維持基盤整備等地区的拡大(現状、4区のみ)
- 災害時における安定的な燃料供給手段の確立
- 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和(消防法:燃料備蓄に関する規制等、高圧ガス保安法・倉庫業法等:危険物の保管、災害対策基本法:道路規制の対象車両 等)

3. 東京都との協定に基づく東商の取り組み

- 木密対策(各地区での説明会、木密対策協力企業のリスト化)
- 帰宅困難者対策(条例説明会、一時滞在施設の確保支援、防災訓練等)
- 中小・小規模事業者を対象としたBCP策定支援